

住居学の授業における多様な教育方法の取り組み

女子栄養大学教授 井元 りえ

1. はじめに

住まいに関する学習は、小学校、中学校、高等学校において全教科の中で唯一家庭科においてのみ扱われている内容であり、子どもたちの一生にとって欠かすことのできない重要な内容となっている。

本学では、家庭科教諭養成カリキュラムの中に「住居学（製図を含む）」を置き、住居領域における豊富な知識と生活に役立つ技術を有する家庭科教諭を養成している。そのため、授業内容は、住居学に加えて、教科教育学の視点により、家庭科における住居領域の具体的な目的、内容、方法を常に意識し、構成するようにしている。

本論文は、住居学の授業の一部で扱った ESD の観点と賃貸住宅の選び方の観点による教育の取り組みにおける学習効果について明らかにすることを目的とする。

2. 住居領域における ESD の視点

ESD (Education for Sustainable Development)は、持続可能な開発のための教育のことである。「持続可能な(sustainable)」という言葉は、「持続可能な開発(sustainable development)」という国際的なキーワードに由来している。これは、「環境と開発に関する世界委員会」が 1987 年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のことを言い、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものである。その後、国連では様々な条約が結ばれ、世界的な取り組みが行われる中、持続可能な開発をあらゆるレベルで具体化していくために、人づくり、とりわけ、教育が重要であるという観点から持続可能な開発のための教育(ESD=Education for Sustainable Development)が国連で採決され、「ESD の 10 年」として 2005 年からの 10 年間世界各国で取り組まれ、現在もその取り組みは続いている。

このような世界的課題に対する教育の取り組みは先進国と途上国では異なり、先進国では、環境教育、人権教育、開発教育などが中心になっているのに対し、途上国では、貧困撲滅教育、エイズ教育、紛争防止教育等が中心となっている。

日本では、学習指導要領において、すべての教科において持続可能な社会の構築の観点から指導展開をすることが求められている。国立教育政策研究所は、ESD の視点に立った学習指導の目標を、「持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだし、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付ける」ことを通して、持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観を養うことであるとし、「持続可能な社会づくり」の構成概念を表 1 のようにまとめている¹⁾。

表1.「持続可能な社会づくり」の構成概念

人を取り巻く環境(自然・文化・社会・経済など)に関する概念	I. 多様性	自然・文化・社会・経済は、起源・性質・状態などが異なる多種多様な事物(ものごと)から成り立ち、それらの中では多種多様な現象(出来事)が起きていること。
	II. 相互性	自然・文化・社会・経済は、互いに働き掛け合い、それらの中では物質やエネルギーが移動・循環したり、情報が伝達・流通したりしていること。
	III. 有限性	自然・文化・社会・経済は、有限の環境要因や資源(物質やエネルギー)に支えられながら、不可逆的に変化していること。
人(集団・地域・社会・国など)の意思や行動に関する概念	IV. 公平性	持続可能な社会は、基本的な権利の保障や自然等からの恩恵の享受などが、地域や世代を渡って公平・公正・平等であることを基盤にしていること。
	V. 連携性	持続可能な社会は、多様な主体が状況や相互関係などに応じて順応・調和し、互いに連携・協力することにより構築されること。
	VI. 責任性	持続可能な社会は、多様な主体が将来像に対する責任あるビジョンを持ち、それに向かって変容・変革することにより構築されること。

出典:国立教育政策研究所(2012) p.6の表3から一部抜粋

この構成概念は、まず大きく二つに大別され、「人を取り巻く環境(自然・文化・社会・経済など)に関する概念」と「人(集団・地域・社会・国など)の意思や行動に関する概念」となっている。さらにそれぞれに三つの下位概念があり、I.多様性、II.相互性、III.有限性、IV.公平性、V.連携性、VI.責任性となっている。その内容については表1に示す通りである。

そこで、住居学の授業において、高等学校「家庭基礎」の教科書を基に、住生活の記述の中にどのようなESDの視点が入っているかをグループディスカッションにより考えさせた。

表2は、高等学校「家庭基礎」第3章住生活(教育図書)の重要語句をまとめたものである。左から、章・節・項の名称、キーワード(太字になっているもの)、語句解説、図、表、及びコラム等(コラム、TRY!実験、WORLD、課題研究)の語句を示している。右の2列には、学生がグループディスカッションによってまとめた「ESDの視点」と「ESDの内容」を示している。

第1章「だれが暮らすのだろうか?」では、「1.住まいの役割」において、「III.有限性」の視点があるとされ、ESDの内容は「住まいは、自然災害から身を守ったり、外敵の侵入や視線をさえぎったりすることで安らぎを得るという有限性を持つものである。」となった。「2.家族の生活と住まいの空間」においては、「II.相互性」と「V.連携性」の視点があるとされ、ESDの内容は「家族構成、ライフステージ、ライフスタイルにより、住まい方を工夫する際に、相互性や連携性が必要とされる。」となった。「3.空間はどう構成されるのだろうか」の「①生活行為と間取り」および「②動線とゾーニング」においては「I.多様性」の視点があるとされ、ESDの内容は「住まいの中で行われる生活行為を分類して、それをもとに住空間を分け、配置するゾーニングと動線には、多様なものがある。」となった。「③平面図を読みとく」は図面の基礎的理解を促す内容であり、ESDの視点は含まれていなかった。また、「④住空間の決められ方」においては、「III.有限性」と「V.連携性」の視

表2. 高等学校「家庭基礎」教科書第3章住生活の重要語句、および学生が捉えたESDの視点と内容

章	節	教科書の住生活分野の重要語句					学生が捉えた			
		項	キーワード(太字>	語句解説	図	表	コラム・TRY!・実験・WORLD・課題研究	ESDの視点	ESDの内容	
1	だれが暮らすの 空間	1. 住まいの役割			1 住まいの役割			III 有限性	住まいは、自然災害から身を守ったり、外敵の侵入や視線をさえぎったりすることで安らぎを得るという有限性を持つものである。	
		2. 家族の生活と住まいの空間	①だれが暮らすの ②ゆか座といす座	ライフスタイル ゆか座 いす座	ライフスタイル	2 ライフステージに合わせた住まい	1 ゆか座といす座の長所と短所	II 相互性 V 連携性	家族構成、ライフステージ、ライフスタイルにより、住まい方を工夫する際に、相互性や連携性が必要とされる。	
		3. 空間はどう構成されるの だろうか	①生活行為と間取り ②動線とゾーニング ③平面図を読みとく	生活行為 間取り ゾーニング 動線 平面図 JIS 間取り図		3 住空間、生活行為と間取りの例 4 ゾーニングと動線		TRY!: 平面図を読み取り、考えてみよう	I 多様性	住まいの中で行われる生活行為を分類して、それをもとに住空間を分け、配置するゾーニングと動線には、多様なものがある。
		④住空間の決められ方	人体寸法・動作寸法 モジュール	人体寸法 動作寸法		5 平面表示記号 6 方角の見方	2 間取りの見方	実験: ①人どもの長さを知る 実験: ②人の動きと空間の関係を 知る	III 有限性 V 連携性	住空間は、からだの大きさや動きに基づいて設計されており、住空間と人体寸法との間に連携性があるが、有限でもある。
		⑤使いやすい住空間	バリアフリー住宅 ユニバーサルデザイン住宅		7 バリアフリー住宅		実験: ③人の動きと空間を区切るものの関係を知る		II 相互性 V 連携性	高齢者・障がい者だけでなくだれにとっても優しい住まい環境をつくるためには、「人」と「人」や「人と住宅」との相互性、連携性を考えることが必要である。
		1. 安全に暮らす	自助・共助・公助	自助 共助 公助					I 多様性 V 連携性	安全に暮らすためには、自助、共助、公助を組み合わせて多様に取り組み、連携することが必要である。
		①建物を安全にする	耐震構造 免震構造		1 建物が原因で起こる人への被害の例 2 地震に強い構造		コラム: ハザードマップ(災害地図)		II 相互性	自然から身を守るために建物に安全をつけるには、自然と建物との相互性を考えなければならぬ。また、家庭内事故は、からだの要因、住まいの要因、生活様式などの相互性によって起こる。
		②室内の災害対策	トラッキング現象		3 地震後の室内の様子(兵庫県西宮市)					
		③家庭内事故の予防			4 家庭内事故による年間死亡者の割合 5 家庭内で起こる事故					
		④犯罪を予防する	面格子 合わせガラス 予防フィルム フンドア・ツーロック		6 侵入窃盗の発生場所別認知件数 7 共同住宅・戸建て住宅への侵入経路 8 補助錠				V 連携性 VI 責任性	犯罪を予防するには、責任を持って住居に様々な対策を施したり、近隣住民との連携をとったりすることが必要である。
2. 健康的に暮らす	①日照・採光	日照 採光		9 軒による日照の調整 10 光の作用 11 人工照明の役割		1 化学物質の発生源とおもな健康障害	II 相互性	健康的に暮らすには、「太陽と住宅」、「外気と室内の空気」との相互関係を考慮し、自然環境を上手に住まいに取り入れることが必要である。		
②換気・通風	シックハウス症候群 通風 高気密 高断熱		12 通風							
③暖かさ・涼しさ	暖かさ・涼しさ 環境共生型住宅		13 緑のカーテン		コラム: 環境共生住宅とは?		III 有限性 VI 責任性	環境共生型住宅は、化石燃料の有限性を考え、自然エネルギーを活用する住まいで、地球市民として環境に配慮する責任が含まれている。		
3. 人と、地域と、つながって暮らす	①住環境	ライフライン 住環境		2 住環境条件の指標 3 住まいにおいて、もっとも重要と思う点			II 相互性	住居はライフラインとつながっており、相互性がある。		
②近隣とのつながりを考える			14 生活音の感じ方 15 集合住宅のルール例 16 地域でできる防犯				V 連携性	近隣の人々との連携性を保つことは、地域の防犯にもつながり、暮らしやすい住環境をつくることにつながる。		
③まちづくり	建築基準法 都市計画法 まちづくり	建築基準法 都市計画法					VI 責任性	地域住民が主体となり責任を持って地域課題を解決する取り組みが増えている。		
④みんなで暮らす	コーポラティブハウス コレクティブハウス シェアハウス				コラム: コーポラティブハウス コラム: コレクティブハウス コラム: シェアハウス WORLD: 北欧のコレクティブハウス		II 相互性 IV 公平性 V 連携性	個人や家族のプライバシーを守りながら、多くの人と交流して暮らす住まい方(コーポラティブハウス、コレクティブハウス、シェアハウス)は、相互性、公平性、連携性の要素を持っている。		
3. これからの住生活とは?	1. 住まいの今	①日本の住宅事情 ②少子高齢化への対応 ③住宅政策	地域価値 公団住宅 公営住宅 住生活基本法(基本理念)	1 諸外国と比べたわが国の居住水準 2 住宅のバリアフリー化率	1 居住面積水準 2 住宅のバリアフリー化率	WORLD: 世界の住宅事情	VI 責任性	日本の住宅事情には様々な課題があるが、住む人が主役となり住環境を作り上げる地域の取り組みなどに責任を持って行動していきたい。		
2. 長く住み続ける暮らし	①快適に長く住むために ②住まいと環境			2 住まいの劣化と維持管理 3 定期的な住まいの点検 4 住宅の構造別建設投入エネルギー量 5 銭湯を利用したギャラリー	2 TRY!: 自然素材を使って、住まいの日常の手入れをしてみよう 3 WORLD: 住まいの耐用年数		III 有限性 VI 責任性	住居は永遠のものでなく、有限性をもっているが、維持管理をしながら、まちづくりに積極的に責任をもって取り組んでいきたい。		

備考: 使用した教科書番号「6教図 家基302」

点があるとされ、ESD の内容は「住空間は、からだの大きさや動きに基づいて設計されており、住空間と人体寸法との間に連携性があるが、有限でもある。」となった。「⑤使いやすい住空間」においては、「Ⅱ.相互性」と「Ⅴ.連携性」の視点があるとされ、ESD の内容は「高齢者・障がい者だけでなくだれにとっても優しい住まい環境をつくるためには、「人と人」や「人と住宅」との相互性、連携性を考えることが必要である。」となった。

第 2 章「どのように暮らすか？」では、「1.安全に暮らす」の節の冒頭部分においては、「Ⅰ.多様性」と「Ⅴ.連携性」の視点があるとされ、ESD の内容は「安全に暮らすためには、自助、共助、公助を組み合わせ多様に取り組み、連携することが必要である。」となった。「①建物を安全にする、②室内の災害対策、③家庭内事故の予防」においては、「Ⅱ.相互性」の視点があるとされ、ESD の内容は「自然から身を守るために建物を安全にするには、自然と建物との相互性を考えなければならない。また、家庭内事故は、からだの要因、住まいの要因、生活様式などの相互性によって起こる。」となった。「④犯罪を予防する」においては、「Ⅴ.連携性」と「Ⅵ.責任性」の視点があるとされ、ESD の内容は「犯罪を予防するには、責任を持って住居に様々な対策を施したり、近隣住民との連携をとったりすることが必要である。」となった。「2 健康的に暮らす」の「①日照・採光、②換気・通風、③暖かさ・涼しさ」においては、「Ⅱ.相互性」の視点があるとされ、ESD の内容は「健康的に暮らすには、『太陽と住宅』、『外気と室内の空気』との相互関係を考慮し、自然環境を上手に住まいに取り入れることが必要である。」となった。「環境共生型住宅」においては、「Ⅲ.有限性」と「Ⅵ.責任性」の視点があるとされ、ESD の内容は「環境共生型住宅は、化石燃料の有限性を考え、自然エネルギーを活用する住まいで、地球市民として環境に配慮する責任が含まれている。」となった。「3. 人と、地域と、つながって暮らす」の「①住環境」においては、「Ⅱ.相互性」の視点があるとされ、ESD の内容は「住居はライフラインとつながっており、相互性がある。」となった。「②近隣とのつながりを考える」においては、「Ⅴ.連携性」の視点があるとされ、ESD の内容は「近隣の人々との連携性を保つことは、地域の防犯にもつながり、暮らしやすい住環境をつくることができる。」となった。「③まちづくり」においては、「Ⅵ.責任性」の視点があるとされ、ESD の内容は「地域住民が主体となり責任を持って地域課題を解決する取り組みが増えている。」となった。「④みんなで暮らす」においては、「Ⅱ.相互性」「Ⅳ.公平性」「Ⅴ.連携性」の 3 つの視点があるとされ、ESD の内容は「個人や家族のプライバシーを守りながら、多くの人と交流して暮らす住まい方（コーポラティブハウス、コレクティブハウス、シェアハウス）は、相互性、公平性、連携性の要素を持っている。」となった。

第 3 章「これからの住生活とは？」の「1.住まいの今」においては、「Ⅵ.責任性」の視点があるとされ、ESD の内容は「日本の住宅事情には様々な課題があるが、住む人が主役となり住環境を作り上げる地域の取り組みなどに責任を持って行動していきたい。」となった。「2.長く住み続ける暮らし」においては、「Ⅲ.有限性」と「Ⅵ.責任性」の視点があるとされ、ESD の内容は「住居は永遠のものでなく、有限性をもっているが、維持管理をしながら、まちづくりにも積極的に責任をもって取り組んでいきたい。」となった。

以上のように、学生は教科書の住生活の内容の中に多くの ESD の視点が含まれている事を発見し、ESD を意識しながら授業を実践することにより、生徒たちに ESD の理解を促すことができることを認識したのである。

3. 賃貸住宅の選び方の観点

住居学の他の時間には、賃貸住宅の選び方についてのテーマで講義と演習を行った。高等学校を終え、進学や就職によって一人暮らしをする生徒は多い。そのため、高等学校家庭科において賃貸住宅の選び方について取り上げることは非常に有効かつ重要といえる。

高等学校指導要領においても、高校生すべてが必修として学ぶ共通教科「家庭」において、人の一生を見通しながら自立して生活する能力が重視されている²⁾。

一方、独立行政法人国民生活センターによれば、賃貸住宅の敷金ならびに原状回復についてのトラブル相談件数は、毎年約 15,000 件にも及ぶ³⁾。さらに最近では、「ゼロゼロ物件」(敷金ゼロ、礼金ゼロ、連帯保証人なしで入居できる物件)などの新しい契約形態によるトラブルも増えている。国土交通省によれば、全国で初めてのゼロゼロ物件業者に対する刑事告訴は平成 21 年 3 月 9 日にあり、以下のような内容であった⁴⁾。

ゼロゼロ物件で告訴 都内の男性 【東京新聞 平成 21 年 3 月 10 日】

敷金、礼金ゼロを掲げた賃貸住宅「ゼロゼロ物件」を扱う業者から家賃滞納を理由に、無断で鍵を変えられたり、荷物を撤去されたりしたとして、東京都内の男性(35)が 9 日、新宿区の不動産会社「スマイルサービス」の当時の代表取締役らについて、刑法の不動産侵奪容疑などで東京地検特捜部に告訴状を提出した。

被害対策弁護士(団長・宇都宮健児弁護士)によると、ゼロゼロ物件業者に対する刑事告訴は全国で初めてという。

告訴状によると、男性は同社の賃貸物件に入居していた昨年 1～6 月、家賃の振り込みが遅れたため、同社従業員に自室玄関の鍵を無断で 3 回交換されたほか、室内に無断で入られて生活道具などを撤去、処分された。

このような現実をふまえ、高校生には、トラブルを未然に防ぐため、契約を結ぶ段階でしっかりと契約内容を確認するための注意点を学習させる必要がある。

そこで、住居学において、家庭科教材⁵⁾を参考に、以下のような(1)～(7)の流れで、授業を実施した。

- (1) 物件 A,B から、一人暮らしを始めるための住宅を選ぶ。A,B は同じ面積・間取りであるが、その他の条件(所在地、敷金、礼金、築年数、仲介料等)が異なる。物件 A をゼロゼロ物件とし、物件 B は通常の物件とした。A,B それぞれの契約一時金を計算し、条件の違いを比べ、自分だったらどちらを選ぶかを考え、発表する。
- (2) 賃貸住宅の契約に必要なもの(住民票、運転免許証・健康保険証等の身分証明書、印鑑、連帯保証人の承諾書)を確認する。
- (3) 「ゼロゼロ物件」を借りた場合に起きる落とし穴について事例を通して理解する。
- (4) ネットカフェで暮らす人の事例から、住まいの機能を考える。
- (5) ハウジングプア(貧困ゆえ居住権が侵害されやすい環境で生活せざるを得ない状態)について理解する。
- (6) 自分たちは「居住権」を持っていることを知り、「居住権」を保障する責任が国にあることを理解する。
- (7) 自分たちの「居住権」を守るためにはどうしたらよいか(国が行うべきことと、自分ができることは何か)について、グループディスカッションを行い、議論の結果を発表する。

グループディスカッションは活発に行われ、発表においても多くの意見が出された。そして授業の最後に、各自に意見を記入させた。以下にその内容をいくつか紹介する。

- ・「居住権を守るにはどうしたらいいのか」の話し合いでは、今後直面するかもしれない問題についていろいろと話し合うことができ、とても勉強になりました。ゼロゼロ物件の恐さを初めて知りました。次に借りるときがあればもっとしっかりと契約書を読もうと思います。
- ・私は、「居住権」について、今まであまり意識してこなかったのですが、とても大事で知っておくべき権利であると思います。もし、自分が貧困になり、住む場所が危うくなった時はしかるべき場所に相談し、素早く対応できるようにしたいと思います。
- ・実家住まいなので賃貸サービスや契約について経験がありません。テレビなどで悪質業者についてよく耳にしますが、自分に何ができるか考えることはほとんどなかったので、ディスカッションは勉強になりました。居住に関するサービスはよくリサーチするようにしようと思います。
- ・実際に家庭科の授業を行う時のように、グループワークをして意見を出したが、自分は住居に関する知識や不動産については知らないことが多いと思った。自分が授業を行う時には、生徒から上手く意見を引き出すためにも、教科書の内容だけでなく、一般知識も増やす必要があると思った。
- ・住居のことなど実生活でかかわっていても、必ずしも穴埋めも思い浮かばないこともあり、これを生徒たちに考えさせたり、学ばせるということはとても難しいと感じました。
- ・グループワークをして、他の人やグループの意見を聞くと、全く思いつかなかった意見や発想が聞けて興味深いです。
- ・住居学だけではありませんが、情報や権利、相談機関を知ること、自分からそれを行行使することの大切さを学びました。
- ・より良い住環境を確保し、安定した暮らしをするためには、まずは住居に関する知識や法律等を身につけておくことが重要であると分かった。引っ越しや物件選びをする前に、もしもの時の相談窓口を確認しておいたり、自分の身の丈に合った物件なのか、きちんと毎月家賃が払えるのか計画性を持って行動する必要があると分かった。もし、自分が引っ越しして一人暮らしをするとなった際は、分からないことや不安なこと等をそのままにせず、きちんと聞いたり自分で学んでおくことが一番だと思った。また、連帯保証人を立てずに会社を通して物件を借りることができるのは初めて知ったので、活用したいと思った。
- ・実生活に起きている内容をベースに具体的な事例で家庭科を学んでいくことは、学ぶ側にとってイメージを持ちやすいため、とても有効な方法であると思いました。一方、消費者問題の内、契約トラブルについては現実の社会で多く発生しているにもかかわらず、家庭科など一部の教科でしか学べないことは課題であると考えています。
- ・ゼロゼロ物件のように、契約金、費用が安いから良いというわけではなく、ある程度費用がかかろうとも信頼できるほうが良い。また、人が家に住むという最低限の権利を守る制度が少ないと感じた。公園などで住む方、いわゆるホームレスの方などよく見ると、ホームレスの方に国がしたことといえば、強制撤去等のイメージが強い、助ける、保護

するというよりも、迫害するというイメージが自分の中である。だからこそ、貧困者または失業者に対しての支援、保護などの政策を作らないといけない。また、自分ができることは何か考えることができた。

- ・今回の授業は特に自立する前の高校生にとって重要な内容だと思います。適切な住居選びの方法のほか、リスクマネジメントを含めて教えられる先生になりたいです。

以上のように、学生たちは、この授業を通して、物件を選択する際に、家賃や場所だけでなく、契約条件に関する知識が大切であり、安心して暮らせる住宅なのかどんな保障がされているのかを契約内容を確認して精査することが必要であることを理解した。今回取り上げた「ゼロゼロ物件」は、敷金、礼金、連帯保証人なしで入居でき簡単に入居できるが、もしも失業したり病気したときに住めなくなったり、ペナルティーがつく場合があることを認識できた。

もしトラブルになった場合には、相談窓口を知って、適切な支援を受けるべきであることを理解し、貧困者への支援や悪質業者の取り締まりを国がしっかり行うことで、国が居住権を守ることの重要性を認識した。

また、グループディスカッションの授業方法については、他者の考えを共有することで、より視野が広がったという意見が多かった。さらに、卒業後に家庭科教諭として、グループワークを取り入れることで、生徒が主体的かつ協力的に取り組むことができる環境を築いていきたいという意見も出された。

さらに、「住居とは?」「住まうこととは?」という居住権に関する知識は、高校生が日常生活と社会との関わりを考える上でも、また卒業後の社会生活を送る上でも持つべき知識であり、それを扱う家庭科は非常に重要である、という教科の重要性を再認識したという意見も出された。

4. まとめ

本論文では、住居学の授業の一部で扱った ESD の観点と賃貸住宅の選び方の観点による教育の取り組みにおける学習効果について明らかにすることを目的とした。

まず、住生活領域における ESD の視点を扱った授業においては、学生がディスカッションによって、家庭基礎の教科書の住生活の内容から「ESD の視点」と「ESD の内容」を捉えた。学生は教科書の住生活の内容の中に多くの ESD の視点が含まれている事を発見し、教師として ESD を意識しながら授業を実践することにより、生徒たちに ESD の理解を促すことができる、ということを確認することができた。

また、賃貸住宅の選び方についてのテーマの授業においては、「ゼロゼロ物件」や「居住権」などのキーワードで、自分たちの「居住権」を守るためにはどうしたらよいか（国が行うべきことと、自分ができることは何か）について、グループディスカッションをし、発表するという学習活動を行った。その結果、契約内容を確認し精査することの必要性の認識のみならず、居住権に関する国の役割も認識することができた。さらに、家庭科の教科としての役割の重要性についても再認識したといえる。

今後も、住居学に加えて、教科教育学の視点により、家庭科における住生活領域の具体的な目的、内容、方法を常に意識し、構成するように努め、学生の気づきを促すディスカッ

ション等を取り入れて、授業を工夫していきたい。

<引用文献>

- 1)国立教育政策研究所, 学校における持続可能な発展のための教育(ESD)に関する研究
[最終報告書],平成 24 年 3 月
- 2)文部科学省, 高等学校学習指導要領解説家庭編, 平成 22 年 1 月
- 3)独立行政法人国民生活センター,PIO-NET に寄せられた相談件数の推移,
http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/chintai.html
- 4)国土交通省住宅局住宅総合整備課, 滞納・明け渡しを巡るトラブルについて,平成 21 年
5
月 12 日, 5 ページ <http://www.mlit.go.jp/common/000040147.pdf#search=%27国土交通省+ゼロゼロ物件+報告%27>
- 5)大竹美登利監修, 安心して生きる・働く・学ぶ—高校家庭科からの発信—, 開隆堂,
2012,
pp.30-33,74-811

(本学 家庭経営学・環境教育研究室)